

有料職業紹介取引基本契約書第4条に関する手数料等に関する覚書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下、甲という) と、株式会社フィーリンクス (以下、乙という) とは、甲乙間で締結された有料職業紹介取引基本契約書に基づき、報酬についての覚書を次の通り締結する。

1. 甲は、乙が紹介した人材 (以下、人材という) との間に、雇用契約が成立した場合、これに関する委託業務遂行の対価 (以下、紹介手数料という) を乙に支払う。
2. 紹介手数料は、正社員求人に関しては採用決定した人材の理論年収に対し〇〇%に消費税を加算した金額とする。理論年収の算出は、月額固定給×12ヶ月+賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数
※月額固定給は基本給+家族手当+住宅手当+役職手当+その他諸手当にて計算
※通勤交通費、時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金は月額固定給に含みませんが、割増賃金を一律に支給する場合、一律に支給する金額は月額固定給に含みます。
※年棒制の場合は年棒額を、1年未満の有期雇用契約の場合は、契約期間を1年とみなして換算した額を理論年収とする。
3. 乙は、毎月1日から当月末日までに入社した人材の紹介手数料を翌月〇〇日までに甲に請求し、甲は請求月末日までに乙の指定する口座に振り込み支払うものとする。なお、振り込み手数料は甲の負担とする。
4. 当該人材が、明らかに応募者の責により解雇された場合または、自己都合により退職した場合、支払った紹介手数料のうち、以下の金額の返還を求めることとする。ただし、返還請求は応募者が退職した日の翌月末日までに行うこととし、それ以降は返還請求をしないこととする。
 - ・30日以内の離職・・・・・・・・・・紹介手数料の75%
 - ・30～60日以内の離職・・・・・・・・・・紹介手数料の50%
 - ・60～90日以内の離職・・・・・・・・・・紹介手数料の25%
5. 応募者と委任契約、準委任契約、請負契約、業務委託契約、他、これに準ずる契約を締結した場合にも、第1項から第4項の内容を準用することとする。

本覚書は、2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲)

(乙)

北海道岩見沢市美園1条6丁目1-1
フレクルール美園2F202
株式会社フィーリンクス

代表取締役 鈴木一則

有料職業紹介事業許可 01-ユ-300656

印

印